

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施

行期日は、平成二十六年十一月二十日とすること。